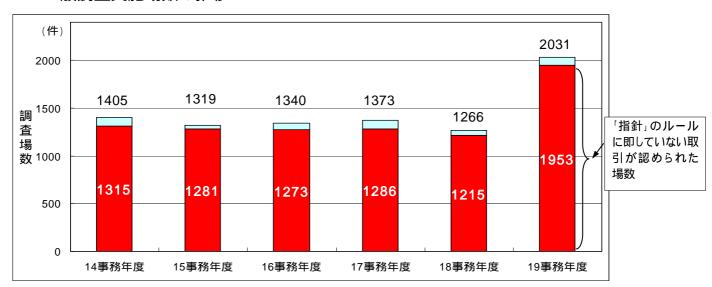
酒類の取引状況等実態調査実施状況

平成 19 事務年度分(平成 19 年 7 月~平成 20 年 6 月)

一般調査実施場数の推移



平成 19 事務年度の実施状況等

調査場数等 (1)

	一般調査	フォローアップ調査	計	報告件数
調査場数	2,031 場	外 4 0 場 1 2 9 場	2,160 場	7.5 件

- 「フォローアップ調査」: 指導後の改善状況を確認する調査
 - 外書は、一般調査と併せて実施した場数を指す。
 - 3 「報告件数」は、独占禁止法第45条に基づき、公正取引委員会へ報告を行った件数である。

(2) 一般調査の状況

, in the second of the second										
調査対象				合理的な価格の設定をしていな いと認められたもの		取引先等の公 正な取扱いが 行われていな	公正な取引条件 の設定がなされ ていないと認め			
	き者	調査場数	総販売原価を	仕入価格(製造	いと認められ たもの	られたもの				
0	の業態等	等		下回る価格での販売が認め	原価)を下回る 価格での販売	12 0 0				
					られたもの	が認められた もの				
小	売	業	者	場 1,751	場 1,712	場 3 5 5	場	場 1		
卸	売	業	者	1 6 2	159	6 1	6 7	1		
製	造	業	者	1 1 8	8 2	4 2	6 3	1		
	合	言	+	2,031	1,953	4 5 8	1 3 0	3		

- 調査した取引の中に、1取引でも総販売原価を下回る価格での販売等が認められた場合について1 (注)1
 - 場と数えている。 2 複数の「指針」のルールに即していない取引が認められた場合には、それぞれの項目に1場として数えている。 3 総販売原価=仕入価格(製造原価)+販売費・一般管理費等